

国の緊急事態宣言を受けた今後の対応について

令和3年1月8日

大分県新型コロナウイルス感染症対策本部

国においては、首都圏を中心とする感染拡大に対応して、昨日、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出されたところです。

本県においては、年末年始の新規感染者数は1日当たり10人前後で推移してきましたが、ここ数日は20人前後となっており、入院患者数は本日初めて100人に達しました。そのため、病床利用率は28%と「ステージⅢ」の基準である20%を上回る状況となるなど、憂慮すべき事態となっています。

感染経路をみると、感染拡大地域からの帰省に伴う感染や、飲食店や家庭内での家族、友人との会食に伴う感染が多く確認されています。

こうした緊急事態宣言の発出や現在の状況に鑑み、県民の皆様には、以下の点について、是非取り組んでいただくよう、あらためてお願いします。

- 1 特別措置法による緊急事態宣言の対象地域への不要不急の往来を自粛してください。

対象外であっても感染が拡大している地域については、往来の必要性を慎重に判断してください。また、その他の地域についても、感染状況等に十分に留意しながら臨機に行動してください。

なお、緊急事態宣言の対象地域や感染拡大地域を往来された方で発熱や風邪症状などが現れた場合には、速やかに、かかりつけ医もしくは受診相談センターに相談していただくようお願いします。(電話 097-506-2755)

2 会食については、引き続き慎重な判断をお願いします。

緊急事態宣言対象地域や感染拡大地域から帰省した家族との飲食店や家庭での会食についても同様です。

飲食店で行う場合には、「安心はおいしい」のPOP掲示も参考に、感染拡大予防ガイドラインを遵守している店を選んでください。

また、会食する際には、家庭で行う場合も含め、「会話時のマスク着用」、「大声を出さない」、「斜め向かいに座る」、「密集・密接の回避」、「少人数・短時間での実施」など感染防止の工夫を徹底してください。

3 上記については、緊急事態宣言が解除されるまでの間、取り組んでいただくようお願いしますが、これに加えて、次の事項について、引き続きご協力をお願いします。

(1) 入念な手洗いや咳エチケット、マスク着用の徹底、フィジカルディスタンスの確保や「3密」の回避など、基本的な感染防止策の徹底

(2) こまめな換気とともに、適度な保温及び保湿
(室温18℃以上、湿度40%以上)